

議 第 1 0 5 号

企業振興条例の全部を改正する条例の制定について

本市企業振興条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）12月6日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市企業振興条例

新潟県柏崎市企業振興条例（平成18年条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に工場等を新設若しくは増設し、又は既存の工場等の設備を新設若しくは更新する者に対し不均一課税、課税免除及び奨励金の交付を行うことにより、本市の産業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発特措法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (2) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）附則第7条第1項の規定により同法附則第5条の規定が適用される特定市町村の区域をいう。

(原子力発電施設等立地地域における不均一課税)

第3条 原子力発電施設等立地地域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことによって増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限るものとし、原発特措法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうち次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度から3年度分について、新潟県柏崎市税条例(昭和35年条例第10号。以下「市税条例」という。)第50条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- (1) 第1年度 0
- (2) 第2年度 100分の0.35
- (3) 第3年度 100分の0.35

2 対象設備は、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備並びに次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物

及びその附属設備とする。

- (1) 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
- (2) こん包業及び卸売業 作業場用又は倉庫用の建物

(過疎地域における課税免除)

第4条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、過疎地域のうち過疎法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものをいう。）であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のものの取得等（過疎法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該設備の取得等の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、課税を免除することができる。

- (1) 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）
- (2) 農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定するものをいう。）

又は情報サービス業等 500万円

(不均一課税又は課税免除の申請)

第5条 この条例の規定による固定資産税の不均一課税又は課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該不均一課税又は課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の2月15日までに市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、製造の事業の用に供する設備（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち機械及び装置をいい、賃借するものを含む。）を新設又は更新するものであって、その取得価額（賃借する場合にあっては、当該設備のリース料にかかわらず、物件代金（購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。）とする。）の合計額が一の年において1,000万円を超えるものの取得をした者（第3条又は第4条の規定に該当するものは除く。）について、当該設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度に、当該設備の取得価額に2パーセントを乗じて得た額の範囲内で奨励金を交付する。

2 市長は、次に掲げる工場誘導地区等に製造の事業の用に供する設備（地方税法第341条第1号に規定する固定資産のうち機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びにその敷地である土地をいう。）の取得（当該設備である土地を新たに取得又は賃借し、新設又は移設した場合に限る。）をした者について、第3条の規定の適用を受け、当該設備を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌々年の4月1日を初日とする年度以降2年度、第3条第1項の規定により課する固定資産税額の範囲内で奨励金を交付する。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域

(2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条に規定する工場立地調査簿に記載されている工場適地

(3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年

法律第112号)第5条に規定する産業導入地区

(4) その他市長が適当と認める土地

3 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することが見込まれるものとして指定を受けた者（以下「特認奨励企業」という。）で、かつ、その指定を受けた日の翌日（以下「基準日」という。）から起算して5年以内に設備（地方税法第341条第1号に規定する固定資産のうち機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びにその敷地である土地をいう。以下この項において同じ。）を取得したものについて、第3条又は第4条の規定の適用を受け、当該設備を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降3年度、本市が課する固定資産税額の範囲内で奨励金を交付する。

(1) 市内に新たに土地を取得又は賃借する者が当該土地において基準日から起算して5年以内に設備を取得し、かつ、当該設備の取得に係る固定資産（地方税法第341条第1号に規定する固定資産をいう。）の取得価額の合計額が20億円以上となること。

(2) 基準日から起算して5年以内に、市内に住所を有する50人以上を新規常用雇用者として採用すること。

4 前項の規定による特認奨励企業の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

5 第2項及び第3項のいずれの規定にも該当する場合は、第2項の規定を先に適用するものとする。

（奨励金の交付申請）

第7条 前条の規定による奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該奨励金の交付を受けようとする年度の5月31日までに市長に申請しなければならない。

（承継）

第8条 相続、譲渡、合併その他の事由により、固定資産税の不均一課税若しくは課税免除又は奨励金の交付を受ける者に変更があったときは、承継者がこの条例に規定する権利義務を承継する。

2 前項の承継者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なけ

ればならない。

(不均一課税又は課税免除の取消し等)

第9条 市長は、固定資産税の不均一課税又は課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税又は課税免除を取り消し、市税条例第50条に規定する税率により算定した固定資産税の全部又は一部の納付を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により固定資産税の不均一課税又は課税免除を受けたとき。

(2) 固定資産税の不均一課税又は課税免除の対象となる設備を事業の目的に使用せず、又は他の用途に使用したとき。

(3) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はその状況にあると認めるとき。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者が前条各号のいずれかに該当するときは、当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告調査)

第11条 市長は、固定資産税の不均一課税若しくは課税免除又は奨励金の交付を受けた者に対し必要な事項の報告を求め、調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市企業振興条例第4条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行った改正前の新潟県柏崎市企業振興条例(平成18年条例第1号)第5条の規定による固定資産税の不均一課税及び第6条の規定による奨励金の交付については、なお従前の例による。

3 令和 3 年 4 月 1 日前に旧過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 2 条第 1 項に定める過疎地域であった区域内で同法第 3 1 条に規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税の免除については、新潟県柏崎市企業振興条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 3 0 号）附則第 2 項の規定は、なお効力を有する。